

当別町多言語観光パンフレット作製業務委託 仕様書

1 業務名

当別町多言語観光パンフレット作製業務委託

2 業務の目的

近年、「ロイズタウン工場」を中心にインバウンド観光客が増加しており、訪日外国人観光客向け地図アプリ「ジャパントラベル・バイ・ナビタイム」のデータ分析では、前年同期と比較した町内を訪れた外国人数の伸び率が2年連続で全国1位となるなど、今後もインバウンド観光客の増加が予想されることから、当別町内の観光コンテンツを紹介する多言語パンフレットを作製する。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年10月15日（水）まで

4 業務委託内容

本業務を受託する者（以下「受託者」という。）はパンフレットの製作に係る以下の業務（翻訳、編集、デザイン、印刷、製本、PDF データ作成等）を行うものとする。

5 業務の仕様

(1) コンセプト

- ① 当協会の多言語ホームページの掲載内容を中心に据えた内容とすること。
- ② インバウンド観光客が多い「ロイズタウン工場」をフックに町内全域に観光客を誘導するための工夫を施すこと。
- ③ 写真やQRコードを有効に活用し、限られたページ数で最大限の誘客効果を発揮させること。
- ④ 表紙は他市町村のパンフレットと一緒に並べた際に埋没せず、インパクトのあるデザインを採用すること。

(2) 業務内容

受託者は、期日までに以下の成果物を納めるものとする。

なお、写真、文章は委託者が提供し、翻訳、編集、デザイン等は受託者が行なうものとする。

■多言語観光パンフレット仕様

- ① 製作部数：3,000部（繁体字2,000部、韓国語500部、英語500部）
- ② 版 型：A4巻き三つ折り左開き
- ③ 紙質・ページ数：各提案者の自由提案とする
- ④ 印刷仕様：カラー印刷

- ⑤ 電子データ：印刷入稿データ及びPDF版データ（フォント埋め込み）などの電子データ一式は、CD-ROMまたはDVD-ROMに収納し納品すること。
- ⑥ 提出期限：令和7年10月15日（水）までに納品し検収を受けること。

(2) その他 委託者及び受託者間で必要としたもの

7 業務の実施について

- (1) 業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託するときは、予め委託者に書面により報告し、委託者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについてはこの限りでない。
- (5) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに当協会に無償で譲渡するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権、その他権利を侵害しないこと。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 再編集が可能な電子データ（adobe製品のデータ形式）を納品すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

8 その他

- (1) 掲載する写真・文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、当別町と協議のうえ業務の一部を委託することができることとする。
- (3) 受託者は、業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書にない項目で疑義が生じる場合は、必要に応じて協議し決定することとする。